

電気使用申込書およびインターネット申込画面の変更について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は弊社事業にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

弊社は平成28年4月からの会社分割におけるホールディングカンパニー制移行等に伴い、電気使用申込書（以下、「申込書」という。）およびインターネット申込画面について、下記の通り変更することといたします。

新様式は3月末を目途に弊社窓口等で配布させていただく予定ですが、当面、お手持ちの旧申込書でもお申込みいただけますので、変更について、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。 敬 具

記

1. 会社分割に伴う電気使用申込書の宛先名称の変更

平成28年4月より、お客さまとの電気需給契約は、東京電力エナジーパートナー株式会社にて実施することから、電気使用申込書の宛先を「東京電力エナジーパートナー株式会社」へ変更いたします。

なお、電気供給約款の契約種別および選択約款（従来メニュー）の新增設申込受付につきましては、従来どおり、東京電力パワーグリッド株式会社が東京電力エナジーパートナー株式会社から業務委託を受け実施いたします。

申込種別	契約種別
新設	定額電灯 00
増設	公衆街路灯 A 06
減設	公衆街路灯 B 16
種別変更	従量電灯 A 11
設備変更	従量電灯 B 12
分割	従量電灯 C 13
合併	時間帯別電灯 [夜間8時間型] おトクなナイト8 63
撤去	時間帯別電灯 [夜間10時間型] おトクなナイト10 64
種別撤去	季節別時間帯別電灯電灯電化上平 65
	ピーク削減型季節別時間帯別電灯電化上平 66
	ピーク削減型季節別時間帯別電灯電化上平 67
	低圧高負荷契約 68

申込種別	契約種別
新設	定額電灯 00
増設	公衆街路灯 A 06
減設	公衆街路灯 B 16
種別変更	従量電灯 A 11
設備変更	従量電灯 B 12
分割	従量電灯 C 13
合併	時間帯別電灯 [夜間8時間型] おトクなナイト8 63
撤去	時間帯別電灯 [夜間10時間型] おトクなナイト10 64
種別撤去	季節別時間帯別電灯電化上平 65
	ピーク削減型季節別時間帯別電灯電化上平 66
	ピーク削減型季節別時間帯別電灯電化上平 67
	低圧高負荷契約 68

2. 通信方式選定ツールの設問見直しにともなう変更

スマートメーターの通信方式選定のため、従来より計器設置場所等について確認させていただいておりますが、この度、通信方式選定の精度向上のため、設問内容の見直しを行いました。新たな設問項目については旧様式の申込書には記載欄がないため、受付時に口頭で確認させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

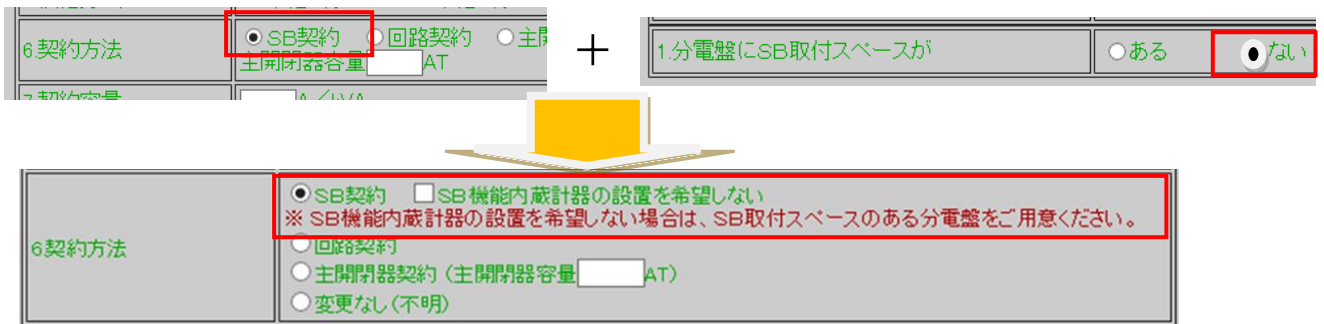
スマートメーター通信方式決定時必須確認項目	いいえ	いいえ
メーターが金属箱に収納されて	いいえ	いいえ
金属箱に収納されている場合、金属箱に窓が	いいえ	いいえ
メーターが車道から10m以内に設置されて	いいえ	いいえ
メーターと隣の建物との距離が1.5m以内、かつその建物が4階建て以上で	いいえ	いいえ
メーター設置箇所は地下で	いいえ	いいえ
メーター設置箇所は屋内またはシャッターのある倉庫で	いいえ	いいえ

スマートメーター通信方式決定時必須確認項目	いいえ	いいえ
メーターが金属箱に収納されて	いいえ	いいえ
金属箱に収納されている場合、金属箱に窓が	いいえ	いいえ
金属箱内にある設備を次の①～④より選択	①ELB(漏電遮断機)	③その他設備
メーターと隣の建物との距離が1.5m以内、かつその建物が4階建て以上で	いいえ	いいえ
メーター設置箇所は地下で	いいえ	いいえ
メーターは屋内またはシャッターのある倉庫内に	いいえ	いいえ

3. インターネット申込画面における変更

(1) スマートメーターによる電流制限機能に関する選択項目の追加

従来、SB契約欄と分電盤のスペースによる組合せでスマートメーターによる電流制限機能（計器SB機能）を選択いただいておりますが、SB契約欄を計器SB欄に変更し、従来のSBを希望する場合にチェックする欄を追加しました。



(2) 引込方法等の確認画面の追加

引込方法等について、従来、選択肢のみであったことから、視覚で離隔距離等が確認できるよう図を追加いたしました。

1.道路横断 車道上 5.0m以上	<input type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	<input type="radio"/> 道路横断しない
2.道路横断 歩道上 4.0m以上	<input type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	<input type="radio"/> 道路横断しない
3.建造物 屋上 2.0m以上	<input type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	<input type="radio"/> 屋上通過しない
4.建造物 屋側 1.2m以上	<input type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	
5.弱電流電線 0.6m以上	<input type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	
6.アンテナ・煙突 0.6m以上	<input type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	
7.樹木 接触	<input type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない	
8.突き出し看板 0.4m以上	<input type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	

(1) 地上高不足とならないか

- 道路横断（車道上）の地上高が5.0m以上（弱電線離隔考慮）あるか
- 道路横断（歩道上）の地上高が4.0m以上あるか
- その他の場所の地上高が4.0m以上あるか（交通支障がない場合は2.5m以上）

(2) 他物と離隔不足とならないか

- ベランダや窓から容易に手が触れないか
- アンテナ・煙突との離隔が0.6m以上あるか
- 突き出し看板との離隔が0.4m以上あるか

拡大図: 0.6m 引込線, 容易に手が触れない, 人が手を出せる窓, ベランダや階段等

※1 交通支障なしの場合は2.5m以上
※2 交通に支障なく、工事上やむを得ない場合

☆ 車道・歩道が公道の場合、各道路管理者が定める道路占用許可基準等の最低地上高が上記より高い場合は、その基準を満足するように施設してください。

※ その他も変更箇所がございます。詳細は、『インターネットによる電気使用申込み』ご利用の手引き』のご確認をお願いいたします。

4. 選択約款への新規加入終了および説明義務について

平成 28 年 4 月より、選択約款メニューについては新規加入を廃止するため、窓口用申込書には当該注記を追加いたします。また、FAX 申込書およびインターネット申込画面からは、選択約款メニューについて「新設」を選択いただく欄がなくなります。

なお、選択約款メニューの増減設があった場合は、改正電気事業法にもとづき、契約内容のご案内をお送りさせていただきます。

以上